

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪狭山市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させないよう適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪狭山市長

公表日

令和3年9月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 ③予防接種を受けたものから実費を徴収する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の16の2、16の3の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の16の2、17、18、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-367-1300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-367-1300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 1.②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 ③予防接種を受けたものから実費を徴収する事務</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 ③予防接種を受けたものから実費を徴収する事務</p>	事後	
令和1年6月26日	I 1.③システムの名称	LOGHEALTH(健康管理システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月26日	I、3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	
令和1年6月26日	I、4.②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】なし</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の17, 18, 19の項</p>	<p>番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の16の2, 16の3の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第12条の2の2</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の16の2, 17, 18, 19の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第12条の3, 第13条</p>	事後	
令和1年6月26日	I、5.①部署	大阪狭山市保健福祉部健康推進グループ	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ	事後	
令和1年6月26日	I、5.②所属長	健康推進グループ課長 新田 一枝	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I、7	大阪狭山市保健福祉部健康推進グループ 電話:072-367-1300	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-367-1300	事後	
令和1年6月26日	I、8	大阪狭山市保健福祉部健康推進グループ 電話:072-367-1301	大阪狭山市健康福祉部健康推進グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-367-1300	事後	
令和1年6月26日	II、1(いつの時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II、2(いつの時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	(全項目追加)	事後	
令和3年3月23日	I 1.②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務等を取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 ③予防接種を受けたものから実費を徴収する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等を取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 ③予防接種を受けたものから実費を徴収する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務	事後	
令和3年3月23日	I、3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2	事後	
令和3年3月23日	I、4.②法令上の根拠	番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条	番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の16の2、16の3の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の16の2、17、18、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第59条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月23日	Ⅱ、1(評価対象の事務の対象人数は何人が)	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年3月23日	Ⅱ、1(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月23日	Ⅱ、2(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年7月9日	I 1.②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務等を取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 ③予防接種を受けたものから実費を徴収する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等を取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 ③予防接種を受けたものから実費を徴収する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	
令和3年7月9日	I 1.③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年7月9日	I、3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ、1(いつの時点の計数か)	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ、2(いつの時点の計数か)	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I 1.②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 ③予防接種を受けたものから実費を徴収する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 ③予防接種を受けたものから実費を徴収する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和3年9月17日	I、3.法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和3年9月17日	I、4.②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の16の2、16の3の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の16の2、17、18、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第59条の2</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】別表第二の16の2、16の3の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【別表第二における情報照会の根拠】別表第二の16の2、17、18、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	Ⅱ、1(いつの時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅱ、2(いつの時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	